



気まぐれ通信 2023/06

社会福祉・医療の公益性・非営利性の観点から、経営主体のガバナンスの強化、透明性向上等の制度の見直しが行われ、説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方がさらに求められております。本通信では、これら社会福祉法人・医療法人の制度改革その他経営関連のトピックスをご紹介します。 監査法人ユウワット会計社



認知症基本法の成立について

認知症に関する初の法律「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下「基本法」と言います。）が6月14日の参議院本会議で、全会一致で可決、成立しました。認知症の人が尊厳を保ち、希望を持って暮らし続けられる共生社会の実現を目指し、国や地方自治体は認知症に関する総合的な施策を計画的に取り組んでいくことが定められています。

2025年には65歳以上の高齢者の約5人に1人（約700万人）が認知症になると推計されています。誰にとっても認知症が身近になる社会を見据え、基本法では、認知症施策の基本理念として、①全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営めるようにすること、②国民が、認知症や認知症の人に関する正しい知識や理解を深められるようにすること、③日常生活・社会生活上の障壁を除去し、全ての認知症の人が、地域において自立した日常生活を安全・安心に営めるとともに、自己の意見の表明や社会活動に参画する機会を確保してその個性と能力を十分に発揮することができるようにすること、④認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供されること、⑤認知症の人のみならず、その家族や日常生活において密接な関係を有する者（以下「家族等」といいます。）が地域において安心して日常生活を営めるように適切な支援が行われること、⑥認知症に関する研究等の推進と、認知症や軽度の認知機能の障害に係る予防・診断・治療・リハビリテーション及び介護方法や社会参加の在り方、社会環境の整備等に関する研究等の成果を国民が享受できる環境を整備すること、⑦教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われること、の7項目を明記しています。

議論の過程で、「認知症は“なつてはいけな病気”とのイメージを強化しかねない」と認知症の人や家族等から懸念の声が上がっていた“予防”に関しては、

上記⑥にあるように、認知症に関する研究推進の理念の中で位置づけられました。

こうした理念を実現していくために、政府は、認知症の人や家族らの意見を聴いた上で認知症施策推進基本計画を策定することとなりました。すでに政府には2019年に策定した認知症施策推進大綱がありますが、それを引き継ぎ、改定した上で、より推進力を高めることが基本計画には期待されます。また都道府県や市町村に対しては、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて認知症施策を実施していく責務が課されています。ただし計画策定については、自治体側の負担などを考慮し、努力義務にとどまりました。法律の施行後5年をめどに行われる見直しの際の課題となりそうです。

保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者の責務としては、国及び地方公共団体が講ずる認知症施策に協力するとともに、良質かつ適切な保健医療サービス又は福祉サービスの提供が、公共交通事業者や金融機関、小売業者その他の日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者についても、認知症施策への協力と業の遂行に支障のない範囲内での必要かつ合理的な配慮が、努力義務として求められています。さらに国民に対しても、認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の予防に必要な注意を払うこと、認知症の人の自立及び社会参加に協力する努力義務が求められました。

さらに進展する高齢化社会にあっても全ての人の尊厳が守られる社会の構築に資する法律となるものと期待しています。

「気まぐれ通信」のアーカイブをご覧になりたい方、社会福祉法人・医療法人の経営・法律・会計等に関するご質問がお有りの方は、是非、弊監査法人の下記HPを通じてお問い合わせをお願い致します。ありがとうございました。

<https://iuvet.jp>

監査法人ユウワット会計社

